

桂川右岸流域下水道洛西浄化センター  
下水汚泥固形燃料化事業

総合評価競争入札における  
落札者決定基準

平成 25 年 5 月

京 都 府

## 1. 評価方法

桂川右岸流域下水道洛西浄化センター下水汚泥固形燃料化事業の総合評価競争入札における評価項目及び配点は、以下のとおりとする。

なお、評価は、価格以外の要素を数値化した技術評価点を入札金額で除して算出される「評価値」によるもの（除算方式）とする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札金額} = (\text{標準点 (100 点)} + \text{加算点 (15 点満点)}) / \text{入札金額}$$

## 2. 入札書に記載する金額

ア 入札書には、次の(ア)及び(イ)の合計から(ウ)を減じた金額（消費税及び消費税相当額を含まない金額とすること。）を記載すること。

なお、(イ)及び(ウ)の金額は、要求水準書に示す計画処理量を取り扱ったとした場合のものとする。

(ア) 本施設の設計業務及び建設工事に係る請負代金

(イ) 本施設の維持管理運営に係る業務委託料(入札説明書4(4)イの期間での総額とする。)

(ウ) 固形燃料化物の売買代金額（入札説明書4(4)イの期間での総額とする。)

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とする。

ウ 入札書に記載する金額は千円止めとし、その表示方法は「××, 000円」とする。誤って円まで記載した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

3. 評価項目及び配点

評価項目		評価内容	評価基準	配点	留意事項	記載様式		
地域への貢献	地域経済への貢献	府内からの材料調達	指定資材を府内調達する。 指定資材を府内調達しない。	1.0 0.0	1.0	・指定資材は「生コンクリート」とし、技術提案時に予定している資材の調達状況について記載すること。	様式第18号	
	地域雇用への貢献	府内企業の施工状況	(設計費/事業費×府内設計率+建設費/事業費×下請率×府内下請率+維持管理費/事業費×府内維持管理率)×配点 ・事業費=設計費+建設費+維持管理費 ・府内設計率:設計を府内の事業者(元請に限る。)が実施する金額比率 ・府内維持管理率:入札説明書5(6)ア及びイの要件を満たす者(SPCの構成員に限る。)のうち、府内の企業が実施する金額比率 一括下請けなど建設業法に違反する提案がある場合。	0.0 ~3.0 失格				3.0
企業の技術力	本事業における取組み姿勢等	配置予定技術者(監理技術者、主任技術者等)それぞれが、当該事業内容について適切に理解し、有益な提案等、積極的に取り組む姿勢について評価する。	当該事業内容、周辺環境について適切に理解した上で、有益な提案等の積極的な取り組み姿勢が見られる。	1.0	1.0	・入札説明書5(4)及び5(5)エに掲げる技術者(設計業務における管理技術者及び建築担当技術者、建設工事における、監理技術者及び主任技術者)並びに固形燃料化物利用先企業の関係者で府の指名する者に対しヒアリングを実施する。	-	
			当該事業内容、周辺環境について適切に理解している。	0.0 (標準)				
			正当な理由のない欠席、あるいは出席した技術者のうち1人でも、提出された技術資料を説明できないことが明らかな場合。	失格				
	事業実施体制	事業実施体制の安定性	長期的な固形燃料化物の有効利用をより安定させ確実なものとするため、固形燃料化物の受入体制の冗長性について評価する。	有効利用可能量が最大規模の施設を除いた場合に、固形燃料化物を全量受入れができ、かつ有効利用可能量が最大規模の事業所を除いた場合であっても固形燃料化物を全量受入れができる。	2.0	2.0	・施設とは、事業所内にある固形燃料化物を受入れ可能な石炭ボイラ等をいう。 ・事業所とは、固形燃料化物を受入れ可能な工場や発電所等をいう。 (例1)A社のa工場に石炭等のボイラが2基、B社のb工場に石炭ボイラが3基ある場合、事業所数は2(a工場とb工場)、施設数は5(=2+3)。 (例2)C社のc工場、d工場にそれぞれ石炭ボイラ等が2基ある場合、事業所数は2(c工場とd工場)、施設数は4(=2+2)。	様式第18-3号
				有効利用可能量が最大規模の施設を除いた場合に固形燃料化物を全量受入れができるが、有効利用可能量が最大規模の事業所を除いた場合に固形燃料化物を全量受入れができない。	1.0			
				有効利用可能量が最大規模の施設を除いた場合、固形燃料化物を全量受入れができない。	0.0 (標準)			
より安定した事業とするため、特別目的会社の構成員について評価する。	固形燃料化物を全量受入れ可能な企業が特別目的会社の構成員となっている。(複数企業が構成員となる場合、受入れ可能量は各社の合計量とする。)	1.0	1.0	様式第18-4号				
		上記以外の場合。			0.0			

企業の技術力	安全性の向上	燃料化物の貯蔵時、搬出時における事故防止を図るための安全対策について評価する。	燃料化物の貯蔵及び搬出時における発熱、発酵特性に適合した具体的な安全対策に関する工夫について、以下の2項目について、高度な技術提案があり、かつ具体的な工夫の記述がある。 ・貯蔵時における安全対策に関する工夫 ・搬出時における安全対策に関する工夫	1.0	1.0	/	様式第18-5号	
			上記2項目のうち1項目について、高度な技術提案があり、かつ具体的な工夫の記述がある。	0.5				
			評価すべき技術提案がない。	0.0 (標準)				
	維持管理体制	緊急時の対応	維持管理時における緊急時等の連絡体制や対応方法について評価する	維持管理時における緊急時等の対応について、以下の2項目について、高度な技術提案があり、かつ具体的な工夫の記述がある。 ・故障時、事故発生時の対応方法に関する工夫 ・故障や事故を未然に防ぐための工夫	1.0	1.0	/	様式第18-6号
				上記2項目のうち1項目について、高度な技術提案があり、かつ具体的な工夫の記述がある。	0.5			
				評価すべき技術提案がない。	0.0 (標準)			
		水処理への影響	水処理機能に影響を与える固形燃料化施設の排水について評価する。	固形燃料化施設からの排水負荷量(COD, T-N, T-Pの3項目を対象)を次式により評価する。(3項目でそれぞれ評価点を算出し、その平均値を配点する。) 評価点=配点×各提案の最小値/提案値	0~1.0	1.0	・排水負荷量は、日最大値(想定される排出負荷の上限値)とする。 ・それぞれの評価点は少数第3位四捨五入、第2位止めとし、平均値(配点)は小数第2位四捨五入、第1位止めとする。	様式第18-7号
	環境保全	温室効果ガス排出量の低減	地球温暖化防止対策として、固形燃料化物製造時(固形燃料化施設施設運転時)に発生するCO2排出量について評価する。	評価点=配点×各提案の最小値/提案値	0~1.0	1.0	・評価点は小数第2位四捨五入、第1位止めとする。	様式第18-8号
			地球温暖化防止対策として、固形燃料化物有効利用(輸送を含む。)に伴うCO2削減量について評価する。	評価点=(1.0×府外での削減提案値/各提案の合計削減量の最大値)+(2.0×府内での削減提案値/各提案の合計削減量の最大値) 合計削減量:府内での削減量+府外での削減量	0~2.0	2.0		
			臭気対策	固形燃料化施設の各設備や運搬時の臭気対策について評価する。	固形燃料化施設からの臭気対策に関する工夫について、以下の2項目について、高度な技術提案があり、かつ具体的な工夫の記述がある。 ・炉本体、貯留・搬出設備、脱臭施設、運搬車両等における構造上の工夫 ・運転操作上(施設立上時、停止時)の工夫	1.0	1.0	/
			上記2項目のうち1項目について、高度な技術提案があり、かつ具体的な工夫の記述がある。	0.5				
			評価すべき技術提案がない。	0.0 (標準)				
評価点の合計					15.0			

#### 4. その他

- (1) 技術資料提出時点での予定を記載するものとする。
- (2) 各提案について、指定されたページ数を超えた提案があった場合は、超えた内容は審査の対象としない。
- (3) 曖昧な表現は避けること。
- (4) 提出後の技術資料については、契約担当者が依頼する場合を除き、修正、追加、再提出を認めない。
- (5) 採用された技術提案の内容が受注者の責により満足できない場合は、工事等成績評定点の減点、違約金の徴取を行う場合がある。
- (6) 技術資料に関するヒアリングにおいて、記載内容の確認を行う場合がある。
- (7) 採用された技術提案の履行状況について、別途指定する様式により提示を求めたときは協力すること。